

小山町定例記者会見

1月

2021年1月28日(木)

企画総務部 地域振興課



人の動き(令和3年1月1日現在)

人口 18,083人 (前月比-30人)

世帯数 7,557世帯 (前月比+1世帯)

★会見事項

- 1 町民意識調査(町民アンケート)の結果を公表
- 2 「オンライン健康相談」を始めます
- 3 デジタル戸別受信機を配付します
- 4 新型コロナウイルス感染症対策 ~町主催イベント等の開催について~

◇次回の定例記者会見は

2月25日(木) 15:30から 役場本庁3階 301会議室で行う予定です



町民意識調査（町民アンケート）の結果を公表

（小山町企画政策課）

1 概要

町は、第5次小山町総合計画・前期基本計画を策定するにあたり、町民の意向を町の施策に反映するため、町民意識調査（町民アンケート）を実施しました。この度、調査の分析結果がまとまりましたので、公表（広報紙2月号・町HP）します。

2 内容

分析は、第5次小山町総合計画・前期基本計画の目標（指標）に関するものについて、地区別・男女（年齢）別に行っています。

分析結果の一部については、広報おやま2月号（別添資料）でも特集をしています。

地区別や年齢別で大きな差が出ている項目も多々あり、今後の施策の方針や方向性に、大きなヒントを与える結果が得られています。

その他、分析結果の詳細については、企画政策課にお問い合わせください。

今回、同時に調査を行った「男女共同参画について」「ごみの捨て方等について」「健康・子育て・保健事業について」「地元産のお米の消費状況について」「町の防災の取組について」「ICT（情報通信技術）の利活用について」「町のコミュニティバスについて」の結果につきましては、それぞれの所管課において、事業立案や各種計画の策定に活用されます。

3 添付資料

- ①令和2年度 小山町町民意識調査 分析結果まとめ
- ③令和2年度 調査票

【問い合わせ先】

企画政策課 企画班
電話 0550-76-6133



「オンライン健康相談」を始めます

(小山町健康増進課)

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響等で、健康福社会館で開催している教室、相談事業に参加できない人を対象に、看護師・保健師・栄養士・臨床心理士等がオンライン会議アプリケーション（Zoom）を利用して相談に応じます。

2 内容

開始時期 2月1日（月）～通年

相談時間 平日 9:00～12:00、13:00～16:00
（1回の相談は30分程度）
※土・日、祝日を除く

相談内容 妊娠出産・子育て相談、予防接種相談、成人の健康相談、
こころの健康相談

申し込み 小山町ホームページ掲載の「オンライン健康相談」にある申し込みフォームに必要事項を入力、またはメールにて必要事項を入力し「soudan@fuji-oyama.jp」に送信する
※相談希望日の1週間前までに申し込む

【問い合わせ先】

健康増進課 健康づくり班

電話 0550-76-6668



デジタル戸別受信機を配付します

(小山町危機管理局)

1 概要

総務省からの「電波法関係法令」の改正に伴うデジタル化の推進やスプリアス発射（不要電波）低減による無線設備規則の改正と現在の設備の老朽化に伴い、令和元年度から2年度にかけて親局設備のデジタル化の整備を行っています。1月末にアナログ電波からデジタル電波への切り替えが完了するため、各家庭で使用している戸別受信機について、デジタル電波対応の受信機に順次交換していきます。

なお、デジタル対応の戸別受信機に完全移行するまでは、既存のアナログ電波対応の戸別受信機も使用できます。

2 内容（配付計画）

令和2年度

北郷地区（棚頭区、吉久保区、阿多野区、大胡田区、上古城区）660台

令和3年度

北郷地区（用沢区、上野区、中日向区、大御神区、下古城区、一色区）1,380台

令和4年度 須走地区 1,700台

令和5年度 成美地区 1,400台

令和6年度 明倫・足柄地区 1,600台

【問い合わせ先】

危機管理局

電話 0550-76-5715



新型コロナウイルス感染症対策 ～町主催イベント等の開催について～

(小山町危機管理局)

1 概要

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の通知「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」が1月13日、発出されました。

これに伴い、町では「新型コロナウイルス感染症対策本部会」を開催し、協議した結果、2月7日までの町主催のイベントの開催の可否などについて、次のとおり対応します。

1 内容

- 1) 町内での新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、町主催の不特定多数が集まるイベントは中止または延期する。
- 2) 町主催の各種説明会や会議等は、参加者が特定できる会議で延期等ができず、2月7日までの開催が必要なものは、予定通り開催することを基本とし、徹底した感染防止対策を講じ、出席者のみならず、職員の安全を確保するものとする。それ以外のもので、書面化やリモート化が図れないものは、中止または延期する。
- 3) 町の施設を利用して開催する、他団体主催や共催、後援のイベントについては、**感染防止策や業種別ガイドライン**を周知し、開催の可否については、それぞれの団体の判断による。
- 4) 上記以外の本町内で行うイベント等の開催については、業種別ガイドラインを周知する。
- 5) **2月8日以降**の取り組みについては、今後検討し、別途通知する。

【問い合わせ先】

危機管理局

電話 0550-76-5715